

「性的姿態の撮影等に関する犯罪の新設に関する要望書」

2022年2月24日

認定NPO法人ヒューマンライツ・ナウ

性的姿態の撮影等に関する犯罪の新設に際しては、以下の内容を含めることを要望します。

1. 同意のない撮影行為

下記の人々の姿態(以下「性的姿態等」という)¹を同意なく撮影する行為を処罰する規定を設けること。なお、所持についても処罰対象とすること。

- ① 人の性的行為にかかる姿態及び性器等(性器、肛門又は乳首)を全部または一部露出した人の姿態
- ② 衣服・下着の着用の有無に関わらず、人の性的な部位(性器等若しくはその周辺部、臀部又は胸部をいう。)が露出され又は強調されているもの²
- ③ 視界から保護された住居又は部屋にいる人の姿態³

【提言の理由】

- (1) 携帯電話の普及に伴い、同意のない性的行為を撮影したり、撮影した動画(動画と画像、以下同じ)を用いて、これをばら撒くと脅してさらに性的行為を強要する被害が生じている。私事的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律では、提供と公然陳列は処罰されるが、そもそもの不同意の撮影行為は処罰されない。そ

¹ 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第2条 「私事性的画像記録」の定義

一 性交又は性交類似行為に係る人の姿態

二 他人が人の性器等(性器、肛門又は乳首をいう。以下この号及び次号において同じ。)を触る行為又は人が他人の性器等を触る行為に係る人の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの

三 衣服の全部又は一部を着けない人の姿態であって、殊更に人の性的な部位(性器等若しくはその周辺部、臀部又は胸部をいう。)が露出され又は強調されているものであり、かつ、性欲を興奮させ又は刺激するもの

² スカートの盗撮、スポーツ選手の姿態の性的部位を強調した無断撮影

私事性的姿態の定義では狭くて該当しない。

³ ロッカールームや更衣室、トイレなどにおける盗撮

ドイツの立法を参照した。

のため、性的行為に対する同意の有無を問わず、同意のない撮影行為そのものを処罰する規定の創設が急務である。

- (2) 公共の空間である電車内等でのスカート内等の盗撮行為のみならず、一般に誰もが立ち入る場所ではない学校の教室や職場など公共の空間以外の場所においても盗撮行為は非常に多い。着衣の上から下半身を5メートル程度の距離から撮影する行為、電車内で女性の寝顔や上半身を撮影する行為、県立高校の文化祭の野外ステージでチアダンスをしていた女子高生を撮影するなどの行為も、迷惑防止条例の「人を著しく羞恥させ、又は不安を覚えさせるような方法での卑猥な言動」にあたるとしてすでに処罰されている事例もあるが、都道府県によって処罰の対象行為にバラつきができないよう、刑法として規定を創設すべきである。また、スポーツ界では、トップアスリートから中高生の競技者に至るまで、殊更に胸部や臀部を強調した写真を撮影し、わいせつなコメントを付してインターネット上に投稿する行為が問題となっている。著作権法違反として立件されている場合もあるが、性的尊厳の侵害行為として、刑法にて規制すべきである。
- (3) 風呂、脱衣所、ロッカールームやトイレなど、通常他人の視界から保護されたプライベートな空間で、相手の同意なく撮影する行為は、人格権に基づく平穏な生活を営む権利の侵害であるから、撮影対象の部位に関わらず処罰対象とすべきである。

2. 性的姿態等を撮影した電磁的記録及びその印刷物の頒布、送信、譲渡

性的姿態等を撮影した電磁的記録及びその印刷物を、同意なく頒布、送信(メール送信、SNSへの配信、アップロード、ストリーミングなど)、譲渡する行為を処罰する規定を設けること。撮影を認識・同意しているか否かを問わない。業として行う場合には加重する。

【提言の理由】

- (1) 私事的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律では、少数又は特定の第三者に提供する行為は処罰対象とされておらず、特定の者にメールで送信したり、少数のLINEグループ内で共有したりする行為など、処罰の間隙が生じている。ま

た、撮影の時点で第三者が閲覧することを認識している場合には、後に同意が撤回されていても処罰対象とされておらず問題である。

- (2) 性的姿態等を撮影した動画像(動画と画像)が「徒に性欲を興奮又は刺激せしめ、且つ普通人の正常な性的羞恥心を害し、善良な性的道義に反するもの」に該当しない場合には、わいせつ物頒布等罪に該当しない。
- (3) 名誉毀損罪に当たるかは議論があり、スポーツ選手の競技中の性的部位の撮影や赤外線機能を用いた下着の撮影に関しては、社会的評価を低下させる事実の摘示とは言えないなど、否定的な見解もある⁴。

3. ディープフェイクポルノ

性的刺激や羞恥心を与える目的で性的姿態等動画像(動画と画像、以下同じ)を捏造し、捏造した電磁的記録及びその印刷物を、頒布、送信(メール送信、SNSへの配信、アップロード、ストリーミングなど)、譲渡する行為を処罰する規定を設けること。業として行う場合には加重する。

【提言の趣旨】

AI技術を用いて特定の人々の画像や映像を、別の性的な画像と合成し、新たな動画像を作り出すディープフェイクポルノの被害が報告されるようになってきている。2020年10月には、AIを使ってポルノ動画に写った人物の顔を芸能人の顔にすり替えたディープフェイクポルノ動画を公開したとして、男性2人が名誉毀損罪と著作権法違反の疑いで逮捕された。被疑者は、2019年12月から2020年7月ごろ、運営していたWebサイトで加工後のポルノ動画を合計約400本公開、約80万円以上の収益を得ていたという⁵。

私事的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律では、このようなディープフェイク動画像が私事的画像記録に該当するか不明確であるから、新たに処罰規定を創設し適切に捕捉すべきである。

4. 所持を継続する行為

⁴ 佐藤拓磨「不同撮影罪と性的画像記録の没収・消去の立法について」刑事法ジャーナルVol.69(2021年)p126-146

⁵ “ディープフェイクポルノ”初摘発 AIで演者と芸能人の顔を差し替え公開した疑い 千葉県警”(2020-10-02) <https://www.itmedia.co.jp/news/articles/2010/02/news101.html> (参照2021-08-27)

性的姿態等の撮影に同意があった場合でも、撮影を受けた者から削除、廃棄を求められたにもかかわらず、所持を継続する行為を処罰する規定を設けること。

【提言の趣旨】

現在、児童ポルノにあたる場合を除き、性的姿態等動画像を本人の同意なく所持する行為に対する規制はない。撮影時に同意していた場合であっても、相手との関係の解消に伴い、自己の性的姿態等動画像に対するコントロールを取り戻すことは、自己の性的姿態等動画像を拡散されず平穩に生活するためには欠くことができない。例えば、交際中に自分と相手との間で私的に楽しむために撮影に同意したが、関係解消に伴い削除を求めたものの削除に応じてもらえず、インターネット等で拡散すると脅されて同意のない性的行為の被害に遭う場合もあり、いつ拡散されるかとおびえながら生活せざるを得ない状況におかれることになる。そのため、撮影時の同意の有無を問わず、性的姿態動画像の削除や廃棄を求められたにもかかわらず所持を続ける行為は、撮影された者の性的尊厳や平穩な生活を営む権利を侵害するものであるから、不退去罪類似の規制を設けることが検討されるべきである。

5. 商業的な撮影行為

商業的な目的で性的姿態等を撮影、頒布、譲渡する場合も、提案1から4までの内容と同様に処罰の対象とする。同意の範囲を超えて頒布、譲渡した場合も処罰対象とする。

以下の状況が認められる場合は「他人の同意なく」に該当する。

- ① 撮影時に、有形力の行使、威迫、不意打ち、偽計、欺罔を用いた場合
- ② 撮影時に、監禁、洗脳、恐怖、困惑、権力の濫用その他の状況により特別に脆弱な状況に置かれている状況を利用した場合

【提言の趣旨】

当団体が2016年に発表した「ポルノ・アダルトビデオ産業が生み出す、女性・少女に対する人権侵害 調査報告書」では、AV出演強要に関わるデジタル性暴力被害について指摘した。

平成29年2月内閣府男女共同参画局が行った「若年層を対象とした性暴力被害等の実態把握のためのインターネット調査」報告書(概要)⁶においても同様に、モデル等に勧誘され、当然モデルとして面接すると考えて面接や撮影に及んだところ、聞いていないあるいは同意していない性的な行為等の写真や動画の撮影に応じるよう求められるという被害が報告されている。

同報告書によると、15歳から39歳までのいわゆる若年層の女性について、「モデルやアイドル等にならないか」等の勧誘を受けた経験がある人は、約4人に1人(24.2%)、勧誘後、契約をしたことがある人は197人(7.7%)、契約した人のうち、契約時に聞いていない・同意していない性的な行為等の撮影を求められた経験がある人は、約4人に1人である(26.9%)。このうち、求められた行為を行った人は、約3人に1人で、その理由として、「契約書・承諾書等を書いてあると言われたから」「多くの人に迷惑がかかると言われたから」という理由が多く、年齢や知識の非対等性につけ込まれている。また、「写真や画像をばらまく」「多額の違約金が発生する」「親、学校、会社等に伝える」と言われたからという理由もあげられており、周囲に知られる恐怖心に付け込み、撮影に応じるしかない状況に追い込まれている。

契約書等から撮影にあたって一見同意があるようにみえても、出演者と撮影者・製作者等との立場には年齢・経済力・社会的立場・情報量等に関し非対等性が存在する場合がありますため、撮影に際して同意のない類型を明示するとともに、同意の範囲を超えて頒布、譲渡するような行為も併せて、適切に捕捉すべきである。

6. SNS等における性的姿態等の撮影・送信(メール送信、SNSへの配信、アップロード、ストリーミングなど)に係るグルーミング行為

- ① 児童に対し、性的姿態等を撮影ないし送信することを誘引する行為はこれを処罰する。
- ② 児童に対し、自らの又は第三者の性的姿態等動画像を送信する行為は、これを処罰する。

【提言の趣旨】

⁶ <https://www.moj.go.jp/content/001329259.pdf>

SNS等インターネット上でのグルーミングは、自慰行為や性器の動画像を送りつけてくる、ホテルに誘うというように、やり取りの当初からあからさまに性的内容であることが明白な場合もあるが、当初は居場所や人とのつながりを求めている者の相談にのったり悩みを聞くといった態度で近づき、相手を安心させて信頼を築くような態度を示し、その後、自慰行為や裸の写真を要求し、要求に応じなければ応じないほうが悪いかのような言動をとったり、執拗に要求を繰り返すようになる。その結果、性的な動画像を送るしかないといった状況に追い込まれてしまう。そのため、少なくとも上記①及び②の行為は、児童の性的尊厳を害する危険が典型的に高い行為として、処罰規定を設けるべきである。

インターネットを利用したグルーミングに関しては、「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」によって、児童に係る誘引が禁止され、一部処罰対象となっているが、インターネット異性紹介事業に限定されており、現在広範にみられるSNS等を利用した形態は対象外であることから、これを捕捉する処罰規定を設ける必要がある。

児童買春・児童ポルノ禁止法では、同種の規定がないこと、本提案の性的姿態等の範囲は児童買春・児童ポルノ禁止法で規定する対象行為よりも広いため、本規定で包括的に処罰すべきである。

7. インターネット事業者

特定電気通信役務提供者⁷(以下提供者)は、性的姿態等動画像について、被写体からの明示の同意を確認できる資料があるなど、権利侵害があると認められない特段の事情がある場合を除き、電磁的記録の送信を防止する措置を講じなければならない。

提供者は、防止措置をとっているか否かにかかわらず、被害者から削除の申し出があった場合、速やかに削除の措置を講じなければならない。

これらの義務に反して役務の提供を継続した場合には処罰する。

⁷ 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第3条

特定電気通信による情報の流通により他人の権利が侵害されたときは、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者(以下この項において「関係役務提供者」という。)は、これによって生じた損害については、権利を侵害した情報の不特定の者に対する送信を防止する措置を講ずることが技術的に可能な場合であって、次の各号のいずれかに該当するときでなければ、賠償の責めに任じない。ただし、当該関係役務提供者が当該権利を侵害した情報の発信者である場合は、この限りでない。

一 当該関係役務提供者が当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知っていたとき。

二 当該関係役務提供者が、当該特定電気通信による情報の流通を知っていた場合であって、当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知ることができたと認めるに足る相当の理由があるとき。

【提言の趣旨】

法人や個人がホスティングサービス等を利用して、撮影された者の同意なく性的姿態等動画像をサーバーにアップロードし、当該動画像の閲覧回数を稼いで多額の広告収入を得たり、動画像を販売して利益を得たりする事例がある。一例として、2021年3月には、ホスティングサービス等を利用して、無修正動画を販売していた男女3人がわいせつ電磁的記録等送信頒布の疑いで逮捕されたところ、2月までの約2年5ヶ月に、少なくとも4250本をアップロードし、1本につき千円から1万円ほどで販売し約6億6千万円を売り上げたとみられている。

このような事例のように性的姿態等動画像をインターネット上で拡散されることを防止するためには、投稿者に対する処罰だけでなく、撮影された者の同意が客観的に確認できないことが明らかになったにも関わらず性的姿態等を送信しつづけるインターネット事業者も処罰対象とし、かつ、日本国外にサーバーがある場合であっても処罰対象とする。

8. 有罪判決を前提としない消去制度の構築

有罪判決の存否を問わず、他人が所持する自己の性的姿態等動画像の電磁的記録⁸、及び、インターネット上に掲載されている自己の性的姿態等動画像の電磁的記録について、消去の申立てがある場合には、性的行為、撮影及び頒布に対する同意の有無を問わず、申し出を受けた行政機関が速やかに消去する制度を構築する。

【提言の趣旨】

刑法19条では、①犯罪組成物件、②犯罪供用物件、③犯罪産出・取得・報酬物件、④③の対価として得た物について、付加刑として没収することができる。

しかし、付加刑であるため、問題となる行為が不起訴となる場合には刑法19条に基づいて没収することはできず、検察官が被疑者を説得して所有権放棄をさせているのが現状である。

また、没収の対象は「物」＝有体物であり、かつ、原本のみが対象となるため複製物やデータそのものは対象外である。そして、没収の対象物は、犯人の所有に属する必要があり、犯人以外の者が所有する物については対象にならない。さらに、犯行後に画像を見返して満足を得る目的の場合には、犯罪供用物件として没収できない。

⁸ 原本だけでなく、複製、データ、クラウド上に保存されているデータを含む

性的行為、撮影、頒布の同意の有無を問うことなく、撮影された者が消去を希望した場合には、その時点における自己の私事的画像をコントロールする権利を保護するため、有罪判決を前提とすることなく、性的姿態等動画像の速やかな消去を可能にする制度を構築すべきである。

9. 国外犯処罰規定の導入

刑法2条「すべての者の国外犯」に提案2から7までの犯罪を追加し、さらに、刑法175条1項2項及び「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」3条も同様とする。児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律10条(児童ポルノに関する第7条第1項から第7項まで並びに第8条第1項及び第3項(同条第1項に係る部分に限る。))も同様とする。

【提案の趣旨】

性的姿態等動画像が海外の事業者を通して、頒布、送信、譲渡されることにより、日本の捜査機関を通じた処罰や被害回復、再発防止を適切に行うことができない状況にある。性的姿態等動画像の頒布、送信、譲渡の被害は、事業者が国内・海外にあるかどうかとは無関係であることから、国外犯処罰も必要となる。

10. 刑法の性犯罪規定と同じく非親告罪とする。

【提案の趣旨】

性的姿態等動画像については、本人も気づいていない場合もあり、その場合でも今回の提案のような対応は必要であることに加えて、同意のない性的姿態等の撮影等を他の性犯罪処罰と異なる取り扱いをする合理性がない。なお、私事的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律では、親告罪となっているが、それについても検討が必要である。

以上